

常任委員会

Q & A

総務委員会

開会日 11月27日(月)・29日
(水)
案件 議案6件・陳情1件・報告3件等

●豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(一部改正)

問 今回の条例の3つの附属機関のうち豊島区建物等適正管理審議会だけ日額報酬が高い。額の違いに何か根拠があるのか。

答 附属機関の委員の報酬額については、基本方針の規定に「基本額」の他「特に高度の知識や専門性に基づく審議を行う等の特別な事情がある場合」があり、本件はこれに該当するもの。

●職員の子育休等に関する条例(一部改正)

問 将来、更なる働き方の改革が進むと思う。今回の改正は、それを踏まえたものか。

答 地方公務員法の改正により、新たな一般職非常勤の制度が導入され、今後、子育て世代の一般職の非常勤職員が増えていくことも想定される。今回の措置は、これを踏まえた育児休業制度の整備という側面もある。

●職員給与に関する条例(一部改正)外

問 国家公務員とのラスパイルズ指数は、本区及び特別区は、どの辺に位置するのか。

答 直近の28年度では、豊島区98・5、特別区全体が99・4。

●平成29年度豊島区一般会計補正予算(第6号)

問 中学校入学前に支給する就

学援助額の引き上げに要する経費ということだが、現行額と増額した新単価は。

答 現行の2万6千800円を4万7千400円に引き上げる。

問 小学校についての増額は、来年度予算での増額に向け、財政部局と調整をしている。

答 制度を知らなかったという声を聞くことがある。周知は。

問 入学時と進級時に学校から申請書を全員に配布。入学通知にも入れ、入学説明会でも説明。教育だよりや広報としまに掲載。総合窓口課や東西区民事務所などに申請書を置くなど漏れのないようにと努めている。申請書に加えチラシを配布。また本年度の申請書・チラシは、英語・中国語訳のものも作成している。

●賃金改定などによる区立保育園の臨時職員不足の状況に対する改善の見込みは。

答 時間単価を100円上げ、交通費の支給もできるように、かなり改善できると考えている。

区民厚生委員会

開会日 11月27日(月)・30日(木)
案件 議案2件・陳情3件・報告6件等

●豊島区公害健康被害認定審査会条例(一部改正)

問 被認定者は何名か。

答 2級が10名、3級が193名、級外が302名で合計595名である。

問 公害健康被害の今の状況は、昭和63年以降、大気汚染に起因する新たな認定者はいない。基本的には級がより進むことも

余りない。

問 今後、認定者数は減っていくという考え方でいいのか。

答 適用対象の41自治体以外に転居しても、本区で認定された方は引き続き審査会に諮っている。若干の増減はあるが、低減傾向にあると思われる。

問 公害健康被害認定審査会が設置されているが、どの程度審査会は行っているのか。

答 月1回実施している。

問 委員が現行12名から15名に増えているのはどうしてか。

答 医学の進歩により疾病の種類が細分化する場合、多くの専門の先生や法律家の方に判断いただきたく、定数は15名とした。

●豊島区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について

問 駒込施設の大規模改修に伴う、目白への仮移転に関しての準備状況は。

答 利用者負担をかけず、効率よく移転できるよう協議中。

問 審査結果の評価が、前回よりも高かったのはなぜか。

答 事業者がアンケート等、利用者の声を継続して聞き、90%以上の利用者がほぼ満足という結果であり、高評価につながっている。

問 指定管理制度導入後の職員数はどうなっているのか。

答 生活実習所が正規20名、福祉作業所が正規10名で、合計30名となり、導入前よりスタッフ数は多くなっている。

問 仮施設への通所方法は、基本的にはバス利用を考えているが、利用者個々の状況に応じて対応したい。

問 池袋本町に分室ができる。施設の名称は検討しているか。

答 具体的に始めていないが、愛称はつけたいと考えている。

問 指定管理者の期間は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間。

都市整備委員会

開会日 11月28日(火)・12月1日(金)
案件 議案6件・陳情1件等

●豊島区空家活用条例

問 「家族的な住まい方の認定」を条例の中に入れた意図は。

答 空家の所有者がシェア居住として活用する場合、建築基準法の用途変更で該当し大幅な改修が必要となり、多額の費用が掛かる場合がある。更に所有者には高齢な方が多く、投資意欲が高い方が少ない。「家族的な住まい方の認定」は、活用をより促進するための一つの方策として条例の中に入れていく。

問 「家族的な住まい方」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

答 様々な居住スタイルに対応していくための一つとしてコレクティブハウスを想定している。

●豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例(一部改正)

問 空家対策特別措置法と今回の条例改正の関係性は。

答 空家対策特別措置法は空家しか適用できない。条例改正により建物のない空き地の適正な維持管理がなされていない状態にも対応できるようにする。

問 福祉的な観点から必要に応じて支援を行うとあるが、具体的にどのような取組を行うのか。

答 区や地域の高齢者総合相談センターが個々の相談に乗りながら実施することを考えている。

●豊島区立自転車等駐車場条例(一部改正)

問 池袋駅西自転車駐車場の開場時間を鉄道の始発・終電時間に合わせて延長する理由と今まで延長しなかった理由は。

答 利用率が低く開場時間を延長してこなかったが、池袋駅北駐車場が30年4月から利用できなくなるため、その代替地としてインセンティブを高めるため、時間延長によって増える自転車の台数はどれぐらいか。

●豊島区立ふるさと千川ひろば条例(一部改正)

問 土日祝日の朝8時から10時の時間帯を開園することによる騒音等、近隣住民との兼ね合いが心配だが。

答 事前に開園時間延長についてご説明し、試験的に10月にテニス2回実施した。その後、ご意見を伺ったところ、特に気にならないとのことだった。

子ども文教委員会

開会日 11月28日(火)・12月1日(金)
案件 議案4件・報告6件等

●豊島区立鈴木信太郎記念館条例

問 地域住民への周知は。

答 平成30年3月28日の一般公開の前に、近所の方を対象とした内覧会の開催を考えている。

問 豊島区と文京区の区道である新大塚駅側の春日通りの入口に、分かりやすい看板等を設置しては。

答 分かりにくい場所との指摘はごもっとも。サインについてはこれから研究していく。

●有料についても検討したが、施設そのものが知られていないなかで、気軽に何度も足を運んでもらいたいという点に主眼を置いた。一人ひとり丁寧に記念館の意義を伝えていきたい。最初は無料で始め、将来的には一定の入館者が見込めるようになれば、有料化も検討していく。

●一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターに対する助成に関する条例(一部改正)

問 杉並区の会員には、新たに加盟してもらう必要が出てくる。3千75人全員が加入することは難しいのでは。

答 特典として、入会金200円の免除、入会後6カ月間の月会費500円を無料とし、入会者へのクオカードの配付等を用意。

●豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

問 選定の際に事業者から提案のあった早朝開館とは。

答 現在、南長崎中央公園スポーツセンターでは、午前9時から営業。これを2時間早め、今後は午前7時から9時を朝活タイムとして事業を展開する予定。

問 早朝開館に加えて夜間営業も検討してほしいが。

答 近隣への音や光の問題、運営経費などの課題がある。費用対効果も踏まえ、他の施設を含めて検討していきたい。



視察風景
(鈴木信太郎記念館)